

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「調整前事業所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年税額控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑥ 「一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄又は、「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
 - ⑧ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑨ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑩ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ⑪ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑫ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
 - ⑬ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ⑭ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑮ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑯ 「給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄
 - ⑰ 「認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑱ 「情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑲ 「情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ⑳ 「情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
 - ㉑ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ㉒ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ㉓ 「特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等